

## 役員等の報酬等に関する規程（理事会・評議員会提出案）

### 第1条（目的）

当規程は、社会福祉法人大村パールハイム（以下、「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、当法人の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（定義）

当規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。
- (2) 「常勤理事」とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 「非常勤役員」とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 「報酬」とは職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 「費用」とは、職務遂行に伴い発生する「交通費・旅費（宿泊費含む）」及び消耗品費・通信費等の経費をいい、報酬とは明確に区分し支給されるものとする。

### 第3条（報酬の支給額）

役員等に関しては、職務執行の対価として、以下に掲げる対象者区分に応じ、別表Ⅰ「報酬支給額一覧表」に定める額を報酬として支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼ねる役員等については報酬を支給しない。

- (1) 理事の報酬
- (2) 監事の報酬
- (3) 評議員の報酬

2 該当する役員等個々の報酬については、当法人理事会において決定する。

### 第4条（報酬及び費用の支給方法）

役員等への報酬及び費用の支給時期は、毎月25日とする。ただし、計算業務の都合により変更することができる。

- 2 報酬及び費用は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込みすることができる。
- 3 報酬は、法令等の定めるところによる控除すべき金額を控除後に支給する。
- 4 常勤理事を除く役員等の通勤交通費は支給しない。ただし、業務出張での交通費は公共交通機関利用により適正に算出した実費分を支給する。

- 5 役員等が職務の遂行にあたって、交通費・旅費等の費用を要する場合は、理事長にその旨を報告し、承認が得られたものに対して当該費用を支給する。

#### 第5条（報酬の日割計算）

新たに当法人の常勤理事に就任した者にはその日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任・辞任し、または解任された場合は、当該事実が発生した日の前日までの報酬を日割に基づき計算支給する。
- 3 役員等の月の中途による就任、退任・辞任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日並びに祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算を行う。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合は、その月迄の報酬を支給する。

#### 第6条（端数処理方法）

当規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

#### 第8条（補足）

当規程の実施に関し、必要な事項が発生した場合は、理事長が理事会の決議を経て、別途定める。

#### 第9条（改廃）

当規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付則 当規程は、令和5年6月24日より施行する。

【別表 I】報酬等支給額一覧表

役職	勤務区分	支給区分	支給基準限度額 (円/月)	備考
理事長	常勤	月額	500,000	週4日以上の勤務
	非常勤	月額	20,000	月1日以上の勤務
業務執行 理事	常勤	月額	600,000	週4日以上の勤務
理事	常勤	月額	300,000	週4日以上の勤務
	非常勤	出席毎	—	出席毎、別途定めた 交通費を、 5,000円/人支給
監事	常勤	月額	150,000	週4日以上の勤務
	非常勤	出席毎	—	出席毎、別途定めた 交通費を、 5,000円/人支給
	—	監事監査	30,000	出席毎、別途定めた 交通費を、 5,000円/人支給
評議員	非常勤	出席毎	—	出席毎、別途定めた 交通費を、 5,000円/人支給